

大府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市公平委員会委員長 石原 祥 孝

大府市公平委員会規則第1号

大府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大府市管理職員等の範囲を定める規則（昭和46年大府市公平委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
機関	職	機関	職
略	略	略	略
市長部局	部長 担当部長 参事 次長 調整監 課長 室長 担当課長 主幹 課長補佐 室長補佐 副主幹 指導保育士 秘書係 長 人事係長 企画政策係長 <u>政策法務</u> <u>係長</u> 財政係長 管財係長 秘書人事課 の主査、主任、主事及び主事補 <u>政策法</u> <u>務係</u> の主査、主任、主事及び主事補	市長部局	部長 担当部長 参事 次長 調整監 課長 室長 担当課長 主幹 課長補佐 室長補佐 副主幹 指導保育士 秘書係 長 人事係長 企画政策係長 <u>法務係長</u> 財政係長 <u>検査管財係長</u> 秘書人事課の 主査、主任、主事及び主事補 <u>法務係</u> の 主査、主任、主事及び主事補
会計管理者の事務部局	会計管理者 課長 主幹 課長補佐 <u>会</u>	会計管理者の事務部局	会計管理者 課長 主幹 課長補佐 <u>出</u>

改正後		改正前	
	計係長		納係長
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。